

KOMATSU

コマツの行動基準

第12版

社長メッセージ

コマツグループの存在意義は「ものづくりと技術の革新で新たな価値を創り、人、社会、地球がともに栄える未来を切り拓く」ことであり、その使命を果たすための基本的な考え方が、経営の基本である。「品質と信頼性を追求し、我々を取り巻く社会と全てのステークホルダーからの信頼度の総和を最大化する」ことです。

近年、ますます多くのステークホルダーが、グローバル企業としての当社の健全で持続的な成長のみならず、事業活動や製品、サービスが環境や社会に及ぼす影響にも配慮して持続可能な社会の発展に積極的に貢献することを期待しています。コマツグループは、この期待に応えることを企業が果たすべき社会的責任と考え、「サステナビリティ基本方針」を定めて当社の姿勢を明示し、本業を通じて持続可能な社会の発展に貢献するとともに、コマツグループの持続的成長を目指しています。「コマツの行動基準」の第 1 部では、主に、そうした社会的責任を果たすためにコマツグループが遵守すべき企業行動の指針を示しています。

また、コマツグループが社会からの信頼に応え続けるためには、社員一人ひとりが関係法令および社会で一般に尊重されているルールを遵守して、誠実かつ倫理的に行動することが求められます。「コマツの行動基準」の第 2 部では、広範囲にわたるビジネス社会のルールのうち、世界のどこにおいても守るべき基本的なルールを列挙し、私を含むコマツグループの社員全員が従うべき行動準則を示しています。

上述のとおり、「コマツの行動基準」は守るべきルールの全てを網羅するものではありません。また国や地域によって詳細なルールには差がある場合があります。具体的な問題に対処する場合には、この「コマツの行動基準」に示された基本的な方針や考え方に基づいて、各部門・各社の経営責任者や管理職を含む社員一人ひとりが、現場・現物・現実に即したルールを確認し、共に問題解決に取り組むことが必要となります。

また、ビジネス社会のルールを遵守するうえでの心得として、社員の皆さんに「S（安全）、L（コンプライアンス）、Q（品質）、D（納期）、C（コスト）」の優先順位で判断し、安全・健康・コンプライアンスを全てに優先して考えるようお願いしています。さらに、「コンプライアンス 5 原則」では、ビジネス社会のルールを守るための基本動作を示しており、特に不正やミスを繕ったり隠したりすることを固く禁じています。

社員の皆さんが、社会的責任およびコンプライアンスに関する上述の趣旨を理解し、「コマツの行動基準」に則して行動し、社会からますます信頼される企業となることを目指しましょう。

2024年4月1日

コマツ社長 兼 CEO

小川 啓之

サステナビリティ基本方針

「サステナビリティ基本方針」は、気候変動や社会の要請に対し誠実に対応するコマツの姿勢を明示しています。本方針は私たちの存在意義「ものづくりと技術の革新で新たな価値を創り、人、社会、地球が共に栄える未来を切り拓く」の「人、社会、地球」を柱としています。

【サステナビリティ基本方針】（2022年4月制定）

私たちは、これまで「品質と信頼性」を追求し、社会を含むすべてのステークホルダーからの信頼度の総和を最大化することを「経営の基本」とし、ステークホルダーとの強い信頼関係を築く努力を重ねてまいりました。地域社会との共生を目指す精神は創立時から脈々と受け継がれており、事業活動を通じた社会貢献が当社の基本的な姿勢です。

私たちの存在意義は「ものづくりと技術の革新で新たな価値を創り、人、社会、地球が共に栄える未来を切り拓く」ことです。私たちは、これからも、持続可能な社会の実現と事業の成長のために、重要な課題に取り組み、社会や外部環境の変化に柔軟に対応できる企業グループとして、コーポレートガバナンスの一層の充実を図り、ステークホルダーと共に社会に貢献してまいります。

－ 人、社会、地球と共に栄える未来を切り拓くために、私たちが行うこと －

<人と共に>

- ◆多様でグローバルな人材が、個を尊重しつつ、一つのチームとして、やりがいと誇りを持って、安全・健康に働くことができる環境を提供します。
- ◆さまざまな現場や地域の課題解決のために挑戦を続け、新たな価値をお客さまと共に創り、社会に貢献できる人材を育成します。
- ◆コマツグループとして、すべての事業活動に関連する人権を尊重します。

<社会と共に>

- ◆持続可能なインフラ整備と資源開発および循環型社会を実現する安全で生産性の高い商品・サービス・ソリューションをお客さまに提供し、事業活動を通じて社会に貢献します。
- ◆取引先や地域社会と相互に信頼しあい、公正かつ共存共栄を可能とする関係を築きます。
- ◆法令をはじめとした社会のルールを遵守すると共に、社会を含むすべてのステークホルダーからの要請や期待に誠実に応えるよう努めます。






<地球と共に>

- ◆あらゆる事業活動を通じて、先進の技術を駆使して環境負荷を低減し、地球環境の保全に努めます。
- ◆ものづくりと技術の革新で、地球環境の保全と事業の成長の両立を図ります。
- ◆ステークホルダーとの協働・共創を推進し、より良い地球と未来の実現を目指します。

コンプライアンス5原則

「コンプライアンス5原則」（以下「5原則」）は、コマツグループの企業とその全ての社員等が守るべきコンプライアンス上の基本動作を、短い言葉でまとめたものです。日々「5原則」を確認し、「5原則」に従って行動することを心がけてください。

コンプライアンス5原則

信頼に 応える		1. どんな状況であっても、ルールを遵守し、社会からの信頼に応えなければならない。
ルールを 確認する		2. ルールを知らないことは、言い訳にならない。分からないことは、自分で調べ、重要なことは専門家にも問い合わせなければならない。
直ちに 報告する		3. 不正やミスは、直ちに関係部門に報告し、繕ったり、隠したりしてはならない。
再発を 防止する		4. 不正やミスは、速やかに是正するとともに、有効な再発防止策をとらなければならない。
通報者を 保護する		5. 報告や通報を妨げたり、報告・通報を理由に不利益な取扱いをしてはならない。 <small>（会社として、報告・通報したことを理由として不利益な取扱いをしないことを確約します。）</small>

社会から真に信頼される企業を目指し、SLQDCの優先順位と上記の原則を遵守するようお願いします。
マネジメントを含めた社員一人ひとりが、現場・現物・現実を直視し、共に問題解決に取り組みましょう。

それぞれの原則について、以下のとおり説明します。

1.どんな状況であっても、ルールを遵守し、社会からの信頼に応えなければならない。

企業およびその社員は、法令および社会一般に尊重されているルールを遵守し、誠実かつ倫理的に行動することが期待されています。ルール^(*)を守らなければ、社会からの信頼を失います。上司からの指示であっても、お客さまからの要求であっても、ルール違反を正当化する理由にはなりません。

(*) 「コマツの行動基準」では、企業およびその社員が遵守することが一般的に期待されている法令、規制、規格、社会規範を「ビジネス社会のルール」あるいは「ルール」としています。

2.ルールを知らないことは、言い訳にならない。分からないことは、自分で調べ、重要なことは専門家にも問い合わせなければならない。

企業および社員が守らなくてはならないルールは沢山あります。しかし、ルールを知らなかったことは決して違反を容認する理由にはなりません。むしろ、ルールを知らなかったこと自体も非難の対

象となります。したがって、社員一人ひとりが、自らの業務に関連するルールについてはその変更も見落とさずに、熟知するよう努めなくてはなりません。

特に、違反すると重大な悪影響を及ぼす法令、規制、規格については、その内容および変更を正しく理解し、それらを遵守するために、社内外の専門家に適宜に確認することが必要です。

3.不正やミスは、直ちに関係部門に報告し、繕ったり、隠したりしてはならない。

世間の厳しい非難を浴び社会問題化する企業不祥事の多くで、不正やミスを「繕ったり、隠したり」した企業の姿勢やガバナンスが問題視され、より深刻なダメージを企業のレピュテーション（評判）に与える結果となっています。

不正やミスのようなバッドニュースを報告することは、勇気のいることです。しかし、「繕ったり、隠したり」するその場しのぎの対応は、その後必ず発覚します。不正やミスは、絶対に「繕ったり、隠したり」してはなりません。

4.不正やミスは、速やかに是正するとともに、有効な再発防止策をとらなければならない。

不正やミスがあった場合、まず、これを素早く是正し違反および悪影響の拡大を直ちに防止することが大切です。再発防止策については、その場限りのものではなく、源流に遡り、真の原因に対する効果的な恒久対策でなくてはなりません。

例えば、会社の倉庫から火が出ているのを見つけたら、直ちに119番通報した後は、初期消火活動に全力を尽くすことが求められます。鎮火後は、十分な検証を行って出火原因を突き止め、その原因を確実に取り除かなければ、火事の再発は防げません。

ただ「火の用心」と書いた紙を貼るだけで再び火事を起したら、そのときは激しい非難の対象となり、社会からの信頼は大きく失われてしまいます。

5.報告や通報を妨げたり、報告・通報を理由に不利益な取扱いをしてはならない。

会社が社会からの信頼に依っていくためには、会社の不備を自ら探し出し、直していかねばなりません。この「自浄機能」を発揮するためのツールとして、上司への報告というルートや監査という方法に加えて内部通報制度があります。

これらの仕組みを有効に働かせるためには、会社にとって有益な情報を報告・通報しようとする社員に対し、妨害するようなことをしてはなりません。正直者が損をするようでは、会社の自浄機能の向上は望めません。同様に、誰が通報したのかを詮索することもしてはなりません。

コマツグループは通報者に対して、通報したことを理由に不利益な取扱いをしないことを確約しています。

目次

第1部 企業行動の指針

1. ステークホルダーとの関係	7
(1) お客さま	
(2) 株主および投資家	
(3) 代理店・協力企業	
(4) 地域社会	
2. 誠実で公正な事業活動	9
(1) 公正かつ自由な競争	
(2) 腐敗防止：国内外の政府機関・公務員等との関係	
(3) 適正な輸出管理	
(4) 反社会的勢力等への対応	
(5) 情報の保護・管理	
(6) 取引慣行との関係	
3. 人権の尊重	11
4. 会社と社員の関係	14
(1) 人事方針	
(2) 安全衛生方針	
5. 地球環境への取り組み	16
6. 情報開示	18
(1) 社内外への適正な情報開示	
(2) 適正な財務報告	
(3) インサイダー取引の防止	
7. 内部統制システムおよびコンプライアンス体制	18
(1) 内部統制システム	
(2) コンプライアンス体制	

第2部 社員が守るべきルール

1. 誠実で適正な業務遂行	20
(1) 不正行為（会社資産を損なう行為、不当に会社の利益を追求する行為）	
(2) お客さま・サプライヤー・代理店等との癒着	
2. 利益相反	22
3. 独占禁止法の遵守と公正な競争	23
4. 腐敗防止：国内外の政府機関・公務員等との関係	24
5. 輸出管理	25
6. 営業秘密・機密情報	25
7. 差別・ハラスメントの禁止	26
8. 社員のプライバシー	26
9. 安全と健康	26
10. 製品・サービスの安全性と信頼性	27
11. 環境	27
12. 情報開示	28
13. 内部統制システム	29
(1) 内部統制システムの実践・遵守	
(2) 社内外の監査への協力	
(3) 文書・記録の保存	
14. 適正な財務報告	29
15. インサイダー取引の禁止	30

第1部 企業行動の指針

第1部「企業行動の指針」には、コマツグループの事業活動や製品、サービスが経済、社会、環境面で持続可能な社会の発展に及ぼす影響にも配慮した、責任ある企業行動の指針を示しています。コマツグループの全ての組織および社員は、コマツの事業活動がこの指針に基づいていることを理解してください。

1. ステークホルダーとの関係

関連：第2部-1-(2)、第2部-10

事業活動に影響を受ける人々を「ステークホルダー」と総称する。ステークホルダーには、お客さま、株主および投資家、代理店、協力企業、地域社会ならびに社員が含まれる。ステークホルダーはコマツグループの持続的な発展と事業活動を通じた社会課題の解決に共に取り組む良きパートナーであるとの認識に立ち、長期的な信頼関係の形成・維持に努める。

(1) お客さま

お客さまは、コマツグループの事業にとって最も大切なステークホルダーである。コマツグループは、常にお客さまの視点に立ってその課題を考え、お客さまの必要とする情報を提供するとともにその声を誠実に受け止めて、環境に配慮した、安全で創造的な、優れた品質の商品・サービスとシステムを通じて、ソリューションを提供することに努める。

(2) 株主および投資家

コマツグループは、短期的な利益を求めることなく、長期的な観点に立って、企業の社会的責任を果たし、安定した経営を行い、業績を持続的に伸長させることにより、株主および投資家の期待に応えていく。

(3) 代理店・協力企業

代理店および協力企業は、コマツグループの重要なパートナーであり、透明かつ公正で相互信頼に基づく長期に安定した関係の確立に努める。

コマツグループの商品・サービスをお客さまに提供する代理店には、コマツブランドへの信頼が損なわれないよう「コマツの行動基準」に沿って、責任ある企業行動をとることを求める。

協力企業には、「コマツの行動基準」に基づいて定めた「CSR調達ガイドライン」を通じて、サプライチェーンにおける責任ある調達活動を推進するよう働きかける。

代理店および協力企業の選定は、その経営やビジネス社会のルール遵守の状況等、ビジネス上の客観的な判断に従って行う。

(4) 地域社会

コマツグループは、緊密なコミュニケーションを通じて、地域社会との利益の調和を図り、良き企業市民として地域に貢献する最も開かれた企業を目指す。

その一環として、本業を通じて社会的責任を果たすことに加え、継続して世界各地における社会貢献活動に積極的に取り組むこととする。

社会貢献に関する基本的な考え方（目的および社会貢献5原則）は次のとおりである。

目 的：「コマツグループとその社員は、地域社会の一員としての役割を認識して、社会に貢献する。」

社会貢献5原則：

- ・継続性のあること
- ・公益性のあること
- ・自主的に選んだものであること
- ・社員の納得性のあること
- ・広告宣伝を意図したものでないこと

なお、ボランティア活動は、社員が主体的に判断し参加するものであるが、コマツグループは、社員のボランティア活動に敬意を表し、各種制度を整備して、その自主的な活動を支援する。

2. 誠実で公正な事業活動

(1) 公正かつ自由な競争

関連：第2部-1-(1)、第2部-3

コマツグループは、市場における公正かつ自由な競争の重要性を認識し、独占の禁止、公正な競争、公正な取引に関する法令および規則を遵守する。特に、以下の事項を遵守するよう体制を整え、徹底を図る。

- a. 談合や価格・生産・販売地域等に関するカルテル、その他の自由な競争を制限する行為を行わない。
- b. 第三者の営業秘密を不正な方法で入手・利用することを行わない。
- c. 第三者の知的財産権を侵害すること、他者の知的財産を無断で使用することを行わない。
- d. 調達、販売、物流、その他のバリューチェーンに係るパートナーと公正な立場で接し、誠実な取引を行う。有利な立場を利用して不当な不利益や制約を課したり、各国・各地域の法令に違反して販売価格を指示することはしない。
- e. 製品・サービスの品質、性能、仕様などを適正に表示し誤解を招く表現をしない。

(2) 腐敗防止：国内外の政府機関・公務員等との関係

関連：第2部-4

コマツグループは、腐敗行為の防止に関する国際的な規範や各国関係法令を遵守し、健全で透明な各国政府機関・公務員との関係を維持する。また、取引先、代理店、代理人その他第三者に対しても、これに従って行動することを求める。

(3) 適正な輸出管理

関連：第2部-5

コマツグループは、国際的な平和と安全の維持を目的とする安全保障輸出管理を適切に実施する。その原則の下、コマツグループは、商品の輸出および技術の提供等の取引が、大量破壊兵器および通常兵器の開発・製造・使用・貯蔵、テロリズムの支援、その他世界平和に脅威を与える目的に利用されることのないよう、輸出管理に関する各国・地域の法令・規則、コマツの方針および社内規則を遵守するものとする。

(4) 反社会的勢力等への対応

コマツグループは、暴力、脅迫と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人、その他の組織的犯罪集団との一切の関係を遮断し、いかなる要求に対しても毅然とした態度で臨む。

また、犯罪収益の洗浄（マネーロンダリング）に係る関係法令を遵守し、一切関与しない。

関連：第2部-6, 第2部-8, 第2部-13-(3)

(5) 情報の保護・管理

個人や取引先等から提供された情報、自社の情報いずれに対しても、漏洩・改ざん・紛失・滅失の防止やシステム障害対策を講じる等、適正な管理を行う。

a. サイバーセキュリティ

サイバー攻撃、ハッキング、その他のサイバーリスクへの適切な対策を講じる。

b. 個人情報

個人情報の取得、管理、利用、提供および廃棄においては、関係法令に従って適切に行う。

c. データ改ざん

安全性や性能、品質、試験等に関するデータ、その他の情報の改ざんや虚偽の報告を行わない。

(6) 取引慣行との関係

それぞれの国と地域の独自の取引慣行を尊重するとともに、ビジネスを公正に行うという観点を優先し、不適切と考えられるものについてはこれに従わない。取引慣行が法令・規則に抵触する場合は、法令・規則を優先させなければならない。

3. 人権の尊重

コマツグループは、ESG課題解決を実現するために、その影響の及ぶ範囲内で、国際的に宣言されている人権の擁護を支持し、尊重するとともに、人権侵害には加担しない。

コマツは、「人権に関する方針」を制定し、国際規範に基づいた人権対応を進めることを宣言している。この方針の下、人権を尊重する活動を徹底して推進する。

【人権に関する方針】（2023年9月改定）

(1) 適用範囲

本方針は、すべての事業活動及び全世界のグループ全社員に適用されます。また、サプライヤー、販売・サービス代理店を含むビジネスパートナーに対しても、事業活動の中で本方針に従うよう期待します。

(2) 人権の尊重

「ものづくりと技術の革新で新たな価値を創り、人、社会、地球が共に栄える未来を切り拓く」です。この存在意義に基づいて策定した「サステナビリティ基本方針」では、持続的な社会の実現と事業の成長をうたっており、その中でコマツグループとして、すべての事業活動に関連する人権を尊重することを明確に宣言しています。コマツは、人権尊重を社内に定着させることが必須であると考え、本方針をコマツのグローバルな組織全体に適用し、事業を行います。本方針は、世界人権宣言において示される国際的な人権原則に基づき策定しています。その理念に共鳴しつつ事業活動を推進するとともに、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」やILO中核的労働基準に則り、人権を尊重した活動を推進することを誓います。また、コマツグループは、事業活動を行うすべての国の法令を遵守します。国内法の他、確立された国際人権規範が存在する場合には、より高い基準に従い、矛盾する場合には、可能な限り国際的に認められた人権を尊重する方法を追求します。

・労働安全衛生

コマツは、第一に「社員が安全で安心して働ける職場環境を確保する」とともに、「社員の健康の維持・増進」に努め、心も身体も健康で明るくいきいきと働ける職場づくりを目指します。

・差別・ハラスメントの禁止

コマツは、社員一人ひとりを公正に評価し、雇用機会の均等を含め公平に取り扱うとともに、多様性を尊重し、国籍、人種、民族、肌の色、性別、性的指向、性自認、年齢、宗教、先祖、障がいの有無、婚姻の状態等を理由とした不当な差別は行いません。また、働きやすい職場環境を阻害する不当な言動、様々なハラスメント（職場内外でのパワーハラスメント、セクシュアルハラスメントおよび妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメント等）を行うことを許しません。

・児童労働

コマツは、あらゆる形態の児童労働を禁止します。また、若年労働者を夜間業務・時間外労働や、健康・安全を脅かす業務に従事させません。

・強制労働の禁止

コマツは、債務労働や人身売買などを含むあらゆる形態の強制労働を禁止します。

・結社の自由・団体交渉権

コマツは、事業活動を行う国・地域において適用される法令に従って、結社の自由と団体交渉権に関する活動について労働者の権利を尊重します。結社の自由や団体交渉の権利が各国・各地域の法令により制限されている場合も、社員個人またはその代表者との対話・協議にあたっては、これに誠実に対応します。

・労働時間・賃金

コマツは、事業活動を行う国・地域において適用される労働時間と賃金に関する全ての法令を遵守し、社員が最低限の生活を満たすことができるレベルを上回る賃金を支払います。さらに、賃金レベルを含め、それぞれの地域で競争力のある労働条件を設定します。

(3) ステークホルダーとの連携

コマツは、事業活動に影響を受ける人々を「ステークホルダー」と総称しています。ステークホルダーには、お客さま、株主および投資家、代理店、協力企業、地域社会並びに社員が含まれています。コマツは、人権問題については、社外の有識者に相談するとともに、社内外のステークホルダーとの対話や議論を尊重しつつ、人権に関する問題を理解します。コマツは、本方針に基づく人権に関する活動について、コマツの報告書やウェブサイトなどを通じて、定期的に公表・周知することを図ります。

(4) 地域社会

地域社会の人々との調和なしに、企業の存続はありえません。コマツグループは、緊密なコミュニケーションを通じて、地域社会との利益の調和を図り、良き企業市民として地域に貢献する最も開かれた企業を目指します。

(5) 人権デューデリジェンス

コマツは社外の専門家の協力を得て、世界中の建設・鉱山機械、林業機械のすべての新規・既存事業について人権リスクアセスメントを実施しています。このリスクアセスメントに加え、協力企業の皆さまに対しては、CSR調達に関するアセスメントを実施し、評価結果を踏まえた改善活動を通して、CSR調達の促進を図っていきたいと考えています。バリューチェーンに関わる下流においても、リスクアセスメントを実施し、販売代理店をはじめ、関連するあらゆるステークホルダーとの対話を進め、責任ある販売に向けたアプローチの構築を目指していきます。

(6) 社員への指導

本方針の実効性を確保するため、コマツグループの社員に対し、適切な教育・啓発活動を行います。

(7) 救済

コマツは、本社に、人権問題についての違反についても報告可能な「グローバル・コンプライアンス・ホットライン」を設置・維持し、コマツグループ全社員に周知しています。本方針と、本人の勤務地の法律、慣習および慣行との間に矛盾が生じたと考える社員、本方針に疑問がある社員、または本方針に違反する可能性があると報告したいと考える社員は、ホットラインにこれらの疑問および懸念を匿名でも提起することができます。また、全社員向けのホットラインのほか、人権に関する方針・法令に違反し、または違反したと思われる事実を知った場合は、誰もが匿名で「<https://www.komatsu.jp/ja/inquiry/>」または「03-6849-9701」までその内容を連絡することができます。

4. 会社と社員の関係

社員は、会社の事業推進を担う重要な力であり、コマツグループのかけがえのない財産である。コマツグループは、社員とのコミュニケーションを密にし、社員が安心して働ける安全で健康的な職場作りに努める。また、教育・研修を通じて社員個人が主体的にその能力を高め、それぞれが働きがいと誇りを持つとともに、その能力を十分に発揮するキャリア形成の場を提供する。

(1) 人事方針

関連：第2部-7, 第2部-8

人事制度はそれぞれの地域の歴史、文化を反映したものであり、その制度の違いを正しく理解し、認識しなければならない。

コマツグループ各社は、以下の基本方針に基づき、各地域の事情を反映した、その地域に相応しい人事制度を構築する。

【グローバルな人事方針】（2021年4月改定）

- a. 社員を個人として、その人権とともに個性、人格、プライバシーを尊重する。
- b. 社員一人ひとりを公正に評価し、雇用機会の均等を含め公平に取り扱うとともに、多様性を尊重する。国籍、人種、民族、肌の色、性別、性的指向、性自認、年齢、宗教、先祖、障がいの有無、婚姻の状態等を理由とした不当な差別は、絶対に行わない。※
- c. 社員の心身の健康およびワークライフバランスに配慮し、充実した業務遂行ができる環境作りに努める。
- d. 働きやすい職場環境を阻害する不当な言動は、これを許さない。特に役員および社員は、様々なハラスメント（職場内外でのパワーハラスメント、セクシュアルハラスメントおよび妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメント等）を行ってはならない。
- e. 諸制度の設計および運用は社員に納得性のあるものとする。また、制度は正しく社員に伝え、可能な限りオープンなものとする。
- f. それぞれの地域で、労働者の権利に関する法令を遵守するとともに、社員個人またはその代表者との対話・協議にあたっては、これに誠実に対応する。
- g. 児童労働・強制労働は絶対に行わない。
- h. それぞれの地域で、競争力のある労働条件を設定する。

※懲戒事由として、「人権を侵害する行為（パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントおよび妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメント等を含む）」を規定

上記の基本方針に反する状況や行為が見られた場合には、コマツグループは、直ちに調査のうえ、必要な対応を行う。

(2) 安全衛生方針

関連：第2部-9

コマツグループ各社は、社員が安全で、安心して働くことのできる職場環境の実現に向けて、次の方針に則り、経営責任者と社員が一致協力して、安全衛生・健康管理活動を推進する。

【安全衛生方針】（2011年4月制定）

- a. 労働安全衛生に関する法令や社内規定、グループ共通の安全衛生重点項目および各事業場で労使協議のうえ決めた事項を遵守する。
- b. 安全衛生方針に基づいた目標を定め、その達成状況の把握と見直しを行い、安全衛生活動の継続的な改善・向上に取り組む。
- c. 労使協力して、全員参加の安全衛生活動を推進するとともに、ステークホルダーとも良好なコミュニケーションを図る。
- d. 安全と健康確保のため職場の労働安全衛生上のリスクを特定・評価し、その結果に基づき適切に対応する。
- e. 社員の健康管理を積極的に推進し、さらに社員自らが行う健康保持増進の取り組みを支援する。
- f. 社員の安全衛生活動に必要な教育訓練および資格取得を積極的に推進し、安全に業務を遂行できる人材の育成を図る。
- g. 事業活動を通じて蓄積した安全衛生活動に関する知識・情報は、個人情報に配慮し、社会全体の安全と健康確保のために提供する。

また、テロ行為、紛争・暴動、自然災害、重大な感染症の拡大等、社員の生命・身体を危険にさらす事態が発生する可能性に絶えず気を配り、万一発生した場合にも、その被害が最小限に食い止められるよう、日頃から人的セキュリティの充実に努めなければならない。

5. 地球環境への取り組み

関連：第2部-11

コマツグループは、提供する商品が、豊かで快適な生活を実現するために貢献している一方で、その生産、使用、廃棄の過程において環境への負荷を与えていることを認識し、その軽減に主体的に取り組まなければならない。

コマツは、「コマツ地球環境方針」の下、環境活動を経営の最優先課題の一つと位置付け、環境保全活動を徹底して推進する。

【コマツ地球環境方針】（2022年6月改定）

－ 基本理念 －

（1）持続可能な発展への貢献

人類は、豊かで快適な社会を発展させるとともに、かけがえのない地球環境を健全な状態で次の世代に引き継いでいかななくてはなりません。私たちコマツは、環境保全活動を経営の最優先課題の一つとして位置付け、あらゆる事業活動において、先進の技術をもって環境保全に取り組みます。また、2050年までにCO2の排出を実質ゼロとするカーボンニュートラルを目指し、ものづくりや製品から排出するCO2の削減、循環型社会構築への取り組みによって持続可能な発展に貢献します。

（2）エコロジーとエコノミーの両立

私たちコマツは、エコロジー（環境に優しい）とエコノミー（経済性に優れている）の両立を追求し、お客さまに満足いただける優れたものづくりを行います。商品の生産から廃棄までのライフサイクル全体の環境負荷が最小限になるように努めるとともに、燃費の改善や作業現場の効率向上、循環型事業など、経済性にも優れた商品、サービス、ソリューションを提供するために、常に技術革新に取り組みます。

（3）企業の社会的責任

私たちコマツは、それぞれの事業所の立地している地域法令の遵守はもとより、地球環境および各地域の環境課題を踏まえた自主基準を制定して環境保全を推進します。また、各地域の環境活動への参加や、社会への環境関連情報の開示に努め、ステークホルダーとの緊密なコミュニケーションを図ることによって、企業の社会的責任を果たすとともにより良い地球と未来の実現を目指します。

－ 行動指針 －

（1）地球環境問題への取り組み

私たちコマツは、事業活動が地域および地球規模の環境問題と深く関わりがあることを認識し、以下の取り組みによって持続可能な発展および気候変動の緩和と適応に貢献します。

1) 気候変動への対応

コマツの事業活動における全ライフサイクルで使用するエネルギーおよび排出する温室効果ガスを削減します。また、自社の拠点、自社の製品使用時におけるCO2排出量の削減にとどまらず、お客さまの現場施工の最適化により社会全体のCO2削減にも積極的に貢献します。

2) 循環型社会の構築

事業プロセスを通じて、材料・水などの地球資源の投入量を極力削減し、それらの循環を可能な限り推進するとともに、すべての事業領域での廃棄物削減の徹底を図ります。また、植林・育林・伐採の循環型林業を支える林業機械事業や、コンポーネントを再生・再利用するリマン事業にも取り組み、循環型社会の構築に貢献します。

3) 大気・水環境などの保全および化学物質管理

水質保全、大気汚染防止、騒音振動防止などについて、地域の法令はもとより自ら制定した基準も含め遵守します。また、事業活動の中で使用する化学物質の確実な管理を行うとともに、有害な可能性のある化学物質は継続的に削減・代替に努め、可能な限り使用を中止します。

4) 生物多様性への対応

生物多様性を地球環境の一つの重要課題と認識し、事業領域全体で生物多様性への影響を評価・把握・分析し、影響・効果の高い施策から優先して取り組みます。

(2) 環境マネジメントシステムの構築

コマツおよび主要な関係会社は環境マネジメントシステムを構築し、環境活動の維持・向上を目指します。その他の関係会社・協力企業においてもこれに準じた体制を整備し、グループ全体での環境負荷低減に取り組みます。また、中期経営計画に基づき設定された中長期目標に則り、グループ各社・各事業所はそれぞれの中長期目標を設定し、具体的な活動計画を策定・推進します。目標や活動計画及び活動状況は、トップマネジメントが定期的にレビューし、継続的な改善に取り組みます。

(3) 環境教育および環境コミュニケーション

私たちコマツは、一人ひとりの環境意識の向上が大事であると考え、全従業員への環境教育・啓発活動を積極的に推進します。また、グループ各社、各事業所の環境関連情報を収集し、事業活動全体の情報公開に努め、お客さま、従業員、地域社会、協力企業など、コマツを取り巻くすべてのステークホルダーとの積極的な対話を深め、環境コミュニケーションをより充実させます。

コマツグループは、上記の基本方針に従い、それぞれの事業活動のあらゆる過程で環境保全活動を推進する。

6. 情報開示

(1) 社内外への適正な情報開示

関連：第2部-12

コマツグループは、株主・投資家をはじめとするステークホルダーに対して、法令・契約等による守秘の対象や企業秘密にあたる場合を除き経営全般にわたる情報の公開を適時・適切かつ公平に行い、問い合わせに対しては公平性に留意しつつ、適切かつ迅速に対応する。勤務地域に関わらず全社員に対しても、同様に、情報の開示を積極的に行う。

一方で、コマツグループは、会社からの不適切な情報発信を防ぐとともに、個人によるソーシャル・メディア等の不適切な利用によって、コマツグループに対する誤解が生じたり、その信用が毀損されることを防止するため、ガイドラインを定めて、社員等に周知徹底する。

(2) 適正な財務報告

関連：第2部-14

コマツグループ各社は、自社における財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムを整備しなければならない。また、関係法令、適用される会計基準および社内規則に従い、経理・会計・税務に関する記録および報告を適時かつ適正に行い、各国・各地域において税務関係法令に従い、適正に納税義務を果たさなければならない。

コマツグループ各社の代表者およびCFOは、毎年の自社の財務報告が関係法令および適用される会計基準に照らし適正であることをコマツの社長およびCFOに誓約する義務を負う。また、財務報告の信頼性に重要な弱点または欠陥がある場合には、コマツに報告する義務を負う。

(3) インサイダー取引の防止

関連：第2部-15

コマツグループは、公表されていない社内外の情報に基づき、インサイダー取引またはその疑いのある取引が行われないよう、体制を整え、徹底を図る。

7. 内部統制システムおよびコンプライアンス体制

(1) 内部統制システム

関連：第2部-13

コマツグループは、適切なコーポレートガバナンスを保証するため、会社法その他の関係法令に基づき内部統制システムの確立と維持に努める。特に、(i)透明性があり、健全で効率的な経営の維持向上、(ii)グループワイドでのビジネス社会のルール遵守、および(iii)監査を含めた適切なリスク管理等の推進を図るものとする。

(2) コンプライアンス体制

a. コンプライアンス委員会

コマツ本社に「コンプライアンス委員会」を設置して、コンプライアンスに関連する問題の審議・解決に当たる。コンプライアンス委員会の委員長はコマツの社長とし、事務局として「コンプライアンス室」を設置する。

コンプライアンス委員会は次の役割を果たす。

- 1) ビジネス社会のルール遵守に関する方針の決定
- 2) コマツグループのコンプライアンス体制の構築と向上
- 3) ビジネス社会のルール遵守に関する方針のコマツグループ各社および社員への周知徹底ならびに教育・啓蒙
- 4) 内部通報制度を含むコンプライアンス活動の監督
- 5) ビジネス社会のルールに違反する個別問題への対応と再発防止

b. コンプライアンス担当役員

コマツ本社にコンプライアンス担当役員を任命し、コマツグループのビジネス社会のルール遵守に関わる責任者であることを内外に明確にする。

c. 内部通報体制の整備

ビジネス社会のルールの違反またはその疑いがある場合、これに関する相談、通報を受け付け、速やかに事実関係を調査して適切な対応を行うために、コマツ本社に常設の「コンプライアンス・ホットライン」を設置する。

コンプライアンス・ホットラインに相談、通報を行ったコマツグループの社員については、不正な目的による場合を除き、相談、通報を理由としていかなる不利益も受けないことを保証する。

d. コマツグループ各社の体制の充実

コマツグループ各社は、それぞれのトップが率先して、自社におけるコンプライアンス体制を構築し、責任の所在を明確にして、社内に周知する。その際には、コマツ本社と緊密な連携をとりながら、上記aからcに準じた体制を整えるとともに、各種のコンプライアンス関連規定を整備する。

内部通報体制の整備にあたっては、全ての社員等がその母国語で相談、通報ができる窓口を整備し、明確な手続きが書面で周知され、かつ通報の的確な処理が可能な人的リソースを配置するよう、コマツグループ各社が相互に協力する。

コマツグループ各社は、「コマツの行動基準」に実質的に抵触しない範囲内で、自国のビジネスルールおよび自社の事業活動に適合する補完的な行動基準の制定に努めるものとする。なお、補完的行動基準の制定・改廃にあたっては、事前にコマツ本社（窓口：コンプライアンス室）と十分な協議を行うものとする。

第2部 社員が守るべきルール

第2部には、コマツグループの全ての社員等が、個人としてビジネス社会のルールを守るために、すべきことと、してはいけないことが具体的に記載されています。社員の皆さんは、第2部をよく読み、「コマツの行動基準」に沿って日常業務を行うよう心がけてください。

1. 誠実で適正な業務遂行

全ての社員等は、ビジネス社会のルールを遵守し、業務を適法に、そして誠実かつ適正に遂行しなければなりません。

不誠実で適正を欠いた行動は、職場の士気を損ない、生産性を低下させるばかりでなく、商談やお客さまを失ったり、マーケットシェアの低下、訴訟、制裁金、有罪判決といった深刻な事態にもつながるおそれがあります。

特に問題となるのは以下のようなものです。

関連：第1部-2-(1)

(1) 不正行為（会社資産を損なう行為、不当に会社の利益を追求する行為）

会社の資産は、資金、設備、備品、知的財産権、および情報を含めて、全て会社の適正な業務遂行の目的にのみ使用されるべきであり、社員は紛失、漏洩、盗難、不正利用等の会社の資産を損なう不正行為を行ってはなりません。

また、たとえ会社の利益になると信じていたとしても、各種データ・資料の改ざん等の不適切な手段を用いて、不当に会社の利益を追求する不正行為を行ってはなりません。

不正行為には、窃盗、横領、不正流用など様々なものがありますが、以下のようなものも含まれます。

- 会社の手形・小切手をはじめ、有価証券を偽造、改ざんすること
- 会社の現金、有価証券、資材、その他資産を、個人的な目的のために流用すること
- 会社の取引を許可なく処理し、あるいは許可なく開示すること
- 会社の帳簿、財務諸表、製品やサービスに関するデータ等を、目的の如何を問わず、偽装、改ざん、操作し、あるいは滅失させること（行政官庁や内部監査による調査・手続を妨害・誘導するために、またはそれを予期して行われるものを含む）

上記のリストは、あくまでも代表的な不正行為のパターンを示したものであり、これと異なるパターン不正行為も存在しますので留意してください。

全ての社員等は、正直かつ真摯に業務に取り組むという大原則から逸脱してはならず、個人的利益や報酬などを得ることや不当に会社の利益を追求することを目的とした、反倫理的な仕組みや企てには一切関与してはなりません。

Q&A

Q. 同僚が、出張のときに買った私的なお土産代も会社の費用で精算しているが、問題ないでしょうか？

A. 個人的な支出を会社に請求することは不正行為です。

(2) お客さま・サプライヤー・代理店等との癒着

関連：第1部-1-(1), (3)

全てのサプライヤー（協力企業も含む。以下同じ）やお客さまなどの取引先との間で、業務遂行に関連した見返りとして、賄賂、キックバックその他価値をもつあらゆるものを直接・間接を問わずやりとりしてはなりません。また全ての社員等はもちろん、その家族等（配偶者、同居のパートナー、両親、子供、兄弟、祖父母、孫、その他の近親者など。以下同じ）であっても、受け取ってはなりません。ビジネス上の儀礼のためのもの、たとえば贈答品、接待、寄付等であっても、不正を疑われるような状況の下で、またはその他法が禁止する場合には、一切やりとりしてはなりません。

（公務員に対する贈賄に関しては、この行動基準の第2部 第4章を参照してください。）

Q&A

- Q. サプライヤーを選定する見返りに業者から金品を受け取っても問題ないでしょうか？
- A. 公正な取引を歪める行為であり、問題です。

2. 利益相反

全ての社員等は、会社と競合する事業に関わったり、会社の利益を犠牲にして自分自身や第三者の利益を図ってはなりません（以下「利益相反」という）。利益相反は、様々な場面で起こる可能性があります。たとえ見かけ上だけのものであったとしても、避けるよう努めなければなりません。

以下は、利益相反となりうる事例です。利益相反の懸念がある場合には、法務部門に相談するか社内規則に従って、事前に報告して承認を受けなければなりません。

- 直接・間接を問わず、競合他社、代理店、サプライヤー、お客さま、請負業者等の株式や持分を保有すること（株式を公開している会社の1%未満の株式を保有する場合を除く）
- 直接・間接を問わず、お客さま、代理店、サプライヤー、競合他社との間で、雇用関係に入ったり、役員に就任したり、コンサルタント業務を行うこと
- いかなる事業分野であれ、コマツグループの事業と競合するような事業活動を行うこと
- コマツグループで働く自分の家族等について、その上司となったり、その人事評価・報酬・福利厚生等に影響を与える立場となること
- コマツグループで働く自分の家族等に対する、給与や各種手当などの支払業務を自ら担当したり、監督すること
- 会社の資産（資金、施設、設備、資材、電子機器、システム、ソフトウェア、ノウハウ、人員を含む）を、自分自身や第三者の事業のために使用すること

利益相反の有無は、いつも明確に判定できるとは限りません。少しでも利益相反のおそれがあると感じたときには、上司、法務部門または人事総務部門に相談しなければなりません。

Q&A

Q. 叔父が代表を務めている会社に業務を委託しようと思いますが、問題ないでしょうか？

A. 利益相反となりうるため、会社に報告しなければなりません。

3. 独占禁止法の遵守と公正な競争

関連：第1部-2-(1)

全ての社員等は、全世界の独占禁止法や競争法を遵守しなければなりません。

とりわけ、競合他社とのコミュニケーションは、直接的であれ間接的であれ、独占禁止法により制限されています。独占禁止法や競争法を遵守しないと、禁固刑を含む重い刑事罰や、多額の制裁金を科されます。全ての社員等は、違反につながるおそれがある行動には一切加わってはなりません。これらの法令は複雑ですので、いかなる行動であれ、独占禁止法違反の問題が生じる懸念があれば、前もってコマツグループ各社の法務部門に相談しなくてはなりません。また、独占禁止法遵守に関する各社の規則を確認し、遵守する必要があります。

特に、以下の点には留意が必要です。

a. 競合他社との関係

いかなる形であれ、価格や販売条件、生産、お客さまや地域の割り当てについて、競合他社と合意したり、協調したり、協定を交わしたりすることは、重大な違法行為であり、刑事訴追されるおそれがあります。

b. 代理店・お客さまとの関係

代理店やお客さまに、一定の価格で製品の再販売を求めることは、再販売価格維持、または価格の垂直的制限といって禁止されます。

また、代理店同士は、競合関係に立つこともあるので、代理店会議などの場において、仮に、代理店間においてテリトリー制限や販売価格制限などの取り決めが話題となった場合には、コマツグループがその一員となったり、仲介役となったりしないよう、社員等は即刻退席し、法務部門に相談しその記録を残さなければなりません。

Q&A

Q. 競合他社の営業担当者と商品の販売価格について雑談をしても問題ないでしょうか？

A. 価格カルテルとして違法行為とみなされる可能性が高いので、雑談でも避けましょう。

4. 腐敗防止：国内外の政府機関・公務員等との関係

関連：第1部-1-(4)、第1部-2-(2)

どのような状況であっても、全ての社員等は、国内・海外を問わず、公務員や公職の候補者に対して、事業上の不正な利益を得ることを目的として金銭の支払い、接待等、いかなる利益の供与もしてはなりません。公務員には、国営鉱山、国営の公益事業、その他の国営企業の役員や社員も含まれます。

たとえ自国の法令とは異なっても、公務員への贈賄防止に関して、コマツグループに適用される各国の法令（米国のForeign Corrupt Practices Act（FCPA）、英国のBribery Act、日本の不正競争防止法などを含む）を遵守しなければなりません。公務員や私人に対して、便宜を図ってもらうために、金銭その他の有価物を、直接・間接に提供、供与、受領すると、法人としての会社のほか、関連した役員、社員、エージェントなどが刑事責任を問われる可能性があります。

コマツグループの製品の販売やサービスの提供に関連して、エージェントや代理人を指名する際には、必ず事前に審査し承認を受けなければなりません。代理店、エージェント、コンサルタント等に対する支払いは、その一部でも、賄賂として使われると知っているかあるいは当然それを疑うべき理由がある場合には、してはなりません。

汚職や贈賄に該当する可能性がある寄付は、いかなる場合もしてはなりません。「社会貢献5原則」に沿った公益性の高い寄付であるかどうかを十分に確認し、寄付が正しく目的のために使われるかどうかを確認していく必要があります。

また、違法か否かに関わらず、コマツ本社による正式な承認・決定がない限り、会社の資金やその他の資産は、政党への寄付をはじめ、いかなる政治的目的にも使用してはなりません。

これらのルールに違反しているかもしれないという懸念がある場合には、事前に法務部門に相談しなければなりません。

Q&A

Q. 工場見学に来た政府系企業の社員に食事や観光などの接待をしてもよいでしょうか？

A. 公務員に対する贈賄に該当する可能性があるためしてはなりません。

5. 輸出管理

関連：第1部-2-(3)

コマツグループは、世界各地の貿易関係法令を遵守しなければなりません。とりわけ、コマツグループの商品および技術が、大量破壊兵器および通常兵器の開発・生産・使用・貯蔵、テロリズムの支援、その他世界平和に脅威を与える目的に利用されないよう、各国・地域の安全保障輸出管理関係法令はもちろん、グループ内の規則、方針を遵守しなければなりません。そのためには、新しいビジネス・パートナーや、新規のお客さまについて、十分な注意を払って調査・選定することが重要です。また、既存のお客さまとの取引についても、安全保障輸出管理の法令や規則、方針に反していないことを常に確認する必要があります。

全ての社員等は、上記をしっかりと理解したうえで、コマツグループのビジネス・パートナーやお客さまをよく知って、国際取引に関わる法令の遵守に必要な予防的措置を講じなければなりません。

Q&A

Q. 新規の顧客でも、世界的に有名な企業であれば問題ないので、顧客審査を省略して輸出してもよいでしょうか？

A. どのような場合でも輸出管理上の顧客審査が必要です。

6. 営業秘密・機密情報

関連：第1部-2-(5)

全ての社員等は、会社の営業秘密および機密情報（社外の第三者から預かっているものを含みます）を守秘しなければなりません。機密情報には、一般に公表されていない会社の情報が全て含まれます。その例としては、財務データ、売上高、新製品情報、製造方法、お客さまおよびサプライヤー情報、仕入れ価格・製造原価・販売価格、M&A に関する情報、設備投資計画、生産技術情報、図面、社員の個人情報などがあります。

お客さまやサプライヤーの社員との会話やその他のやりとりをする際も、不用意に営業秘密や機密情報を漏らさないように注意しなければなりません。お客さまやサプライヤー、その他の人・企業の営業秘密および機密情報も守秘しなければなりません。

公的な機関や裁判所から、営業秘密または機密情報の開示もしくは提出要請があった場合は、社内の関係部門や法務部門と相談したうえで、適切に対応しなければなりません。

また、全ての社員等は、他者の知的財産権を尊重しなければなりません。著作権で保護されたものを、著作権者の許可なくコピー、頒布、改変したり、ダウンロードしてはいけません。新製品の開発・製造・販売の際には、他者の知的財産権を侵害していないか、確認しなければなりません。

知的財産権の取り扱いは複雑ですので、必ず法務部門または知的財産部門に相談するようにしてください。

Q&A

Q. 会社で開発中の未公表の新技术を友人に話してもよいでしょうか？

A. 機密情報に当たる可能性もあり、会社の許可なく開示してはいけません。

7. 差別・ハラスメントの禁止

関連：第1部-4-(1)

全ての社員等は、どんな些細なものであっても、コマツグループ社員に対するものか、他社社員、求職者等に対するものかを問わず、国籍、人種、民族、肌の色、性別、性的指向、性自認、年齢、宗教、先祖、障がいの有無、婚姻の状態等を理由とした不当な差別やハラスメントをしてはなりません。

Q&A

Q. 新規プロジェクトのメンバーの候補から年齢の高い人を除外しようと思いますが、問題ないでしょうか？

A. 年齢による差別となる可能性があります。

8. 社員のプライバシー

関連：第1部-2-(5)、第1部-4-(1)

全ての社員等は、社員のプライバシーを尊重し、個人情報の保護に関する各国の法令に従わなければなりません。業務に関して知った他の社員の個人情報は、法令や裁判所の命令により要求に応じる場合を除き、本人の許可無く開示または使用してはなりません。

Q&A

Q. 休職中の部下の病名を職場内に伝えてよいのでしょうか？

A. 社員の個人情報を本人の許可なく開示してはなりません。

9. 安全と健康

関連：第1部-4-(2)

全ての業務は、安全と健康を最優先で考慮しなければなりません。

危険な労働環境を発見した場合には、ただちに施設管理者もしくは安全担当部門に報告をしなければなりません。

全ての社員等は、「安全衛生方針」に基づき、行動してください。

Q&A

Q. 加工機械の安全装置のセンサーが敏感過ぎるので、作業効率を良くするため、安全装置を解除してもよいでしょうか？

A. 労働災害を防止するため、勝手な判断で解除してはいけません。

10. 製品・サービスの安全性と信頼性

関連：第1部-1-(1)

全ての社員等は、製品やサービスを提供する上で、以下の点に尽力しなければなりません。

- 国際規格や各国の法規制を遵守した製品やサービスを提供すること
- お客さまへ危害を与えない安全で安心できる製品やサービスを提供すること
- お客さまが万一事故に遭遇した場合でも、最小限の被害となる製品やサービスを提供すること
- お客さまの情報に耳を傾け、危険予知活動を続け、万一製品やサービスに欠陥が生じた場合は迅速な処置と情報公開に努めること
- 製品安全性を重視する企業風土を醸成するために、安全マネジメントシステムや安全技術の標準化と継続的改善に努めること

Q&A

Q. 部品亀裂のクレームを現場ですぐに解決できたので、上司には特に報告はしていませんが、問題ないでしょうか？

A. 安全に関わる可能性があるので、報告すべきです。

11. 環境

関連：第1部-5

全ての社員等は一人ひとり、コマツグループが環境に配慮するために行う以下の活動に協力しなければなりません。

- 事業を行う国において適用される全ての環境法令を遵守する。
- 大気・水環境の汚染防止、廃棄物発生の最小化、資源リサイクルの促進、再生不能な資源の効率的な使用、温室効果ガスの削減、生物多様性の保全を推進するために、継続的に事業活動を改善する。
- 戦略企画を含む全ての事業活動の計画と実施にあたっては、環境に配慮する。
- 事業活動が環境に関する法令や会社のルールに従っているか否かを評価するために環境監査を実施する。
- 環境への影響を最小限にする生産工程（プロセス）を使用する。

Q&A

Q. 最近、大雨が降ると工場の浄化槽から水があふれていることがありますが、放っておいてもよいでしょうか？

A. 環境事故の恐れがあるので、直ちに環境管理部門に連絡してください。

12. 情報開示

関連：第1部-6-(1)

コマツグループは、会社の財務情報および重要な情報はそれらの開示について定められた方法によってのみ公表するものとします。

意図せずに会社に関する重要な未公表情報を開示してしまった場合には、その情報を正式に公表するかどうかを決めるために、直ちにコマツ本社のコーポレートコミュニケーション部に連絡しなければなりません。

メディアとの接触は、開示・コミュニケーションに関する社内規則に従ってのみ行われます。全ての社員等は、会社の重要な未公表情報について外部の者から質問をされても回答してはなりません。「重要」な情報とは、会社に関して入手可能な情報を総合的に勘案して、一般的な投資家が、投資判断を行うにあたって重要な情報だと考える情報です。

会社情報を個人のソーシャル・メディアに掲載してはなりません。また、ソーシャル・メディアでの情報の発信が、コマツグループによるものまたはコマツグループの承認に基づくものであるかのような印象を与えて、コマツグループの信用を傷つけるようなことをしてはなりません。

疑問がある場合には、所属部門の広報部門または人事総務部門に相談し、重要な内容は、コマツ本社のコーポレートコミュニケーション部に問い合わせなければなりません。

Q&A

- Q. あるソーシャル・メディア（SNS）に記載されている会社の間違った情報を訂正するため、正しい情報を書き込んでもよいでしょうか？
- A. 情報漏洩のリスクがあるので、関係部門へ報告・相談してください。

13. 内部統制システム

関連：第1部-7-(1)

(1) 内部統制システムの実践・遵守

全ての社員等は一人ひとり、その職責に関連する内部統制を実践・遵守し、内部統制上の欠陥や不正を発見した場合には、報告しなければなりません。

(2) 社内外の監査への協力

全ての社員等は、社内外の監査人に対して、不正に影響力を行使したり、圧力を掛けたり、情報を操作したり、誤解させるような行為を、一切してはなりません。監査・調査については、全ての社員等が協力しなければなりません。

(3) 文書・記録の保存

関連：第1部-2-(5)

会社の文書・記録類（電子データを含む）は、コマツグループ各社の文書保存規則、および関係法令等に従って保存し、廃棄しなければなりません。また、訴訟や官庁による調査の対象となっている文書等は、文書保存規則では廃棄が可能であっても、法務部門から別途許可が出るまでは、廃棄せず保管しなければなりません。廃棄可能かどうか判断に迷った場合には、法務部門に確認してください。保管の必要のないことが確認された文書・記録等は、情報が漏洩するリスクを考慮し、適切に廃棄してください。

Q&A

Q. 実態に合わない古いルールは無視すればよいと思いますが、問題ないでしょうか？

A. ルールの見直しが必要なので、関係部門と相談してください。

14. 適正な財務報告

関連：第1部-6-(2)

コマツグループは事業取引や資産の処分に関して、会社の実態を適正に反映した正確で詳細な帳簿・記録を残し、これに基づいて投資家、行政官庁、株主等に対して、適正な財務報告を行う義務を負っています。

取引の金額、目的等に関する事実と異なる、あるいは誤解を招く処理、その他偽装、記載の省略等は許されません。正確な記録を要求される帳票類には、伝票、請求書、インボイス、財務データ、経費明細報告、船荷証券、行政当局への報告書類、業績報告書類、契約書（エージェント、コンサルタントその他第三者との契約）などが含まれます。

Q&A

Q. 発注した工事が完了していませんが、今期の予算で費用計上したいので、先に請求書を行ってもらってもよいでしょうか？

A. 事実と異なる費用処理をしてはなりません。

15. インサイダー取引の禁止

関連：第1部-6-(3)

全ての社員等は、「重要な未公表情報」に基づく当該会社の証券の取引またはその疑いのある取引を行ってはなりません。重要な未公表情報とは、会社に関する未公表の情報で、一般的な投資家が投資判断を行う際に重要なものだと考える情報です。例えば、会社の業績またはその予測、重要契約の締結または解除・終了、M&Aの可能性、および事業戦略の大きな変更等の重要な意思決定、などが含まれます。会社が公表していない重要な未公表情報を故意に開示することは、法令によって禁止されています。

コマツグループの会社であれ他の会社であれ、もしその会社の重要な未公表情報に触れた場合、その情報が、法令に従って正式に公表されるまで、その会社の証券を売買してはなりません。

Q&A

Q. 会社の業績が良くなりそうだという公表前の情報を手に入れましたが、株式を購入してもよいでしょうか？

A. その情報が正式に公表されるまでは購入してはなりません。

1998年	1月1日	初版発行
1999年	1月1日	第2版発行
2000年	6月1日	第3版発行
2001年	10月1日	第4版発行
2003年	2月1日	第5版発行
2004年	12月1日	第6版発行
2007年	1月15日	第7版発行
2008年	10月1日	第7版 第2刷発行
2011年	4月1日	第8版発行
2014年	4月1日	第9版発行
2017年	10月1日	第10版発行
2021年	4月1日	第11版発行
2024年	4月1日	第12版発行

発行：コマツ コンプライアンス室